

最高裁秘書第1226号

令和8年4月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

民事調停官又は家事調停官を退官した弁護士が再び民事調停官又は家事調停官としての採用を希望してきたとしても一切採用しないことになっていることが分かる文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年7月9日付け（同月10日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第70号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）